

『防災士資格取得費用補助金』

の制度がはじまりました

●問い合わせ／危機対策係

地域防災の担い手となる人材を育成し、地域防災力を向上させることを目的として、防災士の資格取得に要する費用を補助します。

防災士とは『自助』『共助』『協働』を原則として、社会のさまざまな場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを日本防災士機構が認証した人です。

補助の対象となる人	補助の対象となる経費
<p>『厚岸町に住所を有する人』または『厚岸町内の事業所に勤務する人』で、次の要件を全て満たす人が補助の対象です。</p> <ul style="list-style-type: none">●講座を受講し、防災士の資格を取得しようとする人●防災士の資格取得後、平時・災害時に地域の防災活動に貢献する意思のある人●防災士の資格取得に関し、他の助成制度による財政支援を受けておらず、今後も受ける予定のない人●防災士の資格を取得したことの情報を、厚岸町長が町内の自主防災組織・行政区に提供することに同意していただける人●町税などに滞納がない人●暴力団員または暴力団関係事業者でない人	<ul style="list-style-type: none">●防災士養成研修講座の受講料●防災士資格取得試験受験料●防災士認証登録手数料●研修講座参加に伴う旅費 <p>※交通費と宿泊費に限る</p>
	補助金の額
	<p>補助の対象となる経費の合計額の2分の1の額(上限7万円)</p> <p>※補助金の限度は1人につき1回 ※試験に不合格の場合も補助金を交付します</p>

《研修講座》

北海道釧路土日コース(救命講習付き)

日程：7月18日(土)から7月19日(日)

場所：釧路市生涯学習センターまなぼ

っと幣舞

☑ 補助金交付申請の手続き

